

## 5、労働災害に関する相談と休業補償給付の立替貸付事業

日雇労働者が作業中に不慮の事故にあい、療養のため休業を要する場合には、その日から賃金収入が途絶え、生活維持に支障をきたす。

センターでは労働災害に関する相談、主に休業補償給付立替についての相談を受け付けている。

労働災害に関する所定の手続きを経、生活に困っている労働者に対して、休業補償給付の範囲で日々3,000円の立替貸付を行っている。この事業は大阪府の援助と大阪労働基準局、労働基準監督署の助力によるところが大きい。

この事業をはじめから55年度末迄に、7,597人の労働者に対して休業補償給付の立替貸付を行い、日雇労働者の生活安定と福祉に一定の役割を果たしている。

### (1) 労働災害に関する相談

労働災害に関する相談は表-1のとおり15,027件であり、これらの相談は、

- ◎ 労災保険法などに関する手続き、処理上の相談。
- ◎ 休業補償給付の立替に関する相談である。

手続上の相談は、一般に労災保険法があまり知られていないことから生じる問題で、例えば、災害を受けた時にどのような手続きをとれば病院にかゝれるのか、或いは休業補償が受けられるのか等である。

これらについては、労災保険法に基づく関係様式を渡し手続きについての説明をして必要に応じて事業所に連絡又は依頼し処理をしている。

相談を受けて処理上、困難な例として、

- ◎ 初めての就労現場や遠隔地の就労現場で負傷し、事業所名や現場がわからない。

- ◎ 負傷した時はたいしたことが無いと思って負傷の事実を報告せず退職し、その後悪化し困っている。或いは、負傷してから日数がたっているのに労災にはやり難い。
- ◎ 現認者がいないと云うことで労災手続きをとってくれない。
- ◎ 事業所から示談にしてくれるよう言われているが、正規の手続きをとって欲しい。
- ◎ 一度示談にしたが休業が長びき生活に困っている。
- ◎ 労災手続きをとらず飯場で療養していたが、その後正規の労災手続きをとってくれるよう申し立てているがやってくれない。
- ◎ 労働者と事業所側の労災に係わる処理や考え方などで食い違いが生じ問題をより一層こじらせたケース。

等々である。

また一方、事業所からも労災手続きに関して諸々の問い合わせや相談も多い。

これらは全て労働基準法や労災保険法に基いて事業所との話し合いで処置し解決をはかっている。

## (2) 休業補償給付の立替貸付

業務上負傷した労働者から休業期間中の生活について相談があれば、その都度、関係事業所へ生活費等の立替について協力を依頼する。

趣旨を理解し立替をしてくれる事業所もあるが、多くは立替をしてくれないのが現状である。

立替をしない主な理由としては、

- ◎ 一日しか雇っていないのに、立替まで面倒をみれないし、その義務もない。
- ◎ 下請にまかせてある。
- ◎ 資金的に余裕がない。
- ◎ 以前立替をしていたが、休業が長びくと立替金の管理や請求手続等

が面倒臭くなる。

等々である。

このような実状から当センターでは、所定の手続きや経過を経たのち、生活に困っている労働者に対して、休業補償給付の範囲内で立替貸付を行っている。

昭和55年度の新規立替貸付人員は544名であり、前年度からの継続分を加えた立替実人員は762名である。

その立替延日数は69,534日で、総立替貸付額は4億1千3百万円である。

立替貸付を行っている762名の生活相談や労災に関する諸手続きや処理は表-1、表-2に示すとおりである。

立替貸付中の労働者から様々な相談が持ちこまれる。

例えば、部屋代・衣服代・私病の治療費・金を落としたとか取られた・郷里に帰る金の工面・身内の不幸等々の理由で先貸し申し込みが主なものである。

休業補償給付の代理請求の取扱い状況は表-3のとおりである。代理請求をしてから約一ヶ月後に労働基準監督署から支払い振込みを受け個々の労働者について差額精算を行なうことになる。

立替貸付金の回収を図る過程において、何らかの理由によって遅れる場合がある。その主な原因は、事業所での賃金台帳未作成、休業補償給付請求書の証明遅延や放置、紛失等が原因となっている。

### (3) 債 権 管 理

債権管理は貸付事業を円滑に行なっていくこと的前提であり、効率よい運用によって貸付事業の正常な運営がはかられる。

個人別および全体の債権の増減、回収状況等は、正常に運営するうえでの鍵となるため月々その状況を明らかにしている。

55年度の貸付状況は表-4のとおりである。

#### (4) 立替労働者の実態

新規に立替貸付を認定するまでに労働者から詳しく事情を聞き、相談票の記録や立替貸付台帳に必要な事項を記入しなければならない。これらの記録に基づく調査から新規立替者544人の実態を明らかにする。

労災を適用されている労働者の年齢分布状況、部屋代分布状況は図-1、2のとおりである。年齢は最高が71才、最も若い人で22才、平均43.3才で最も働きざかりの年代層が多い。

部屋代は600円台が一番多いが、1,000円以上というのが、昨年に比べて8.3%ほど増え、部屋代も年々高くなっていることがわかる。

災害を受けた労働者の就労先の分類は図-3である。こゝでは土木建設関係が89.5%と圧倒的に多く、運輸4.4%、製造3.7%とつづいている。建設土木関係の中で職種別に見て見ると、土工雑役が341人で62.7%と大半を占め、以下鳶、大工、解体工、鉄筋工と続いている。

雇用形態では日雇が55%、常用が45%である。常用が45%と多いように見えるが、一般的な常用でなく、10日契約、15日契約など飯場や出張現場などの期間雇用で日雇の変形であり、長期安定雇用でないのが実態である。

負傷現場の地域的分布は大阪市129人・23.7%、府下165人・30.3%で大阪府が54%、近畿2府4県で89.3%を占め、その他かなり広範囲に及んでいる。図-4。

休業補償の支払を受けた労働基準監督署別分布は図-5のとおりであるが、大阪労働基準局管内では58%、近畿2府4県で90.2%を占めている。

負傷時刻は図-6のとおりで、負傷部位については、手・足で70.4%で、次いで腰部・胸部・頭部の順となっている。図-7。

傷病名は、手・足部等の骨折が44.5%で最も多く、次いで挫傷、打撲、捻挫、切創の順である。図-8。

賃金は最高日額が28,500円、最低は5,000円であり、平均8,649

円（全職種を含む）となっている。表－6。

職種別賃金（平均）は表－7のとおりである。

休業補償給付日額では、最高18,240円、最低3,212円で平均5,380円となっている。労働災害にあった回数は平均1.37回となっている。

55年度中に治ゆ・症状固定・中止等で休業が終り、立替を打切った、568人についてみると表－8、手足を負傷した労働者は全体の約67%を占め、1人当りの立替期間の平均は約3～4ヶ月である。頭首部・腰部を負傷した労働者は全体の約19%であるが、立替期間の平均は約6ヶ月である。

表-1 昭和55年度労災休業補償給付立替貸付関係相談

項目 月	労災一般相談		立替貸付相談 差額生活相談	労基署 連絡 事業所	その他	計
	新規	再来				
4月	144人	149人	483人	489人	268人	1,533人
5月	104	129	482	492	254	1,461
6月	112	115	406	444	180	1,257
7月	86	104	421	484	140	1,235
8月	83	86	393	436	132	1,130
9月	88	90	354	456	114	1,102
10月	95	116	436	562	160	1,369
11月	119	105	323	462	178	1,187
12月	84	87	391	444	148	1,154
1月	80	95	246	416	164	1,001
2月	88	87	399	499	180	1,253
3月	117	102	429	525	172	1,345
計	1,200	1,265	4,763	5,709	2,090	15,027

表-2 労災休業補償給付立替貸付状況(人数)

項目 月	新規受付 人	貸付打切 人	貸人 付員 人	貸延日 付数 日
繰越	218人	人	人	日
4月	61	46	279	6,420
5月	51	58	284	6,918
6月	51	55	277	6,493
7月	42	56	264	6,454
8月	44	45	252	6,505
9月	43	60	250	5,463
10月	42	64	232	5,247
11月	47	43	215	4,997
12月	23	26	195	4,943
1月	41	32	210	5,269
2月	47	28	225	5,043
3月	52	55	249	5,782
計	544	568		69,534

表一 3

労災補償給付代理請求事務処理状況

項目 月	療養(7号)	休業(8号)	障害(10号)	計
4月	23人	282人	4人	309人
5月	16	254	6	276
6月	12	270	7	289
7月	11	272	2	285
8月	10	238	2	250
9月	12	277	3	292
10月	16	253	6	275
11月	12	214	2	228
12月	4	188	1	193
1月	5	219	0	224
2月	6	238	5	249
3月	6	283	4	293
計	133	2,988	42	3,163

表一 4

労災休業補償給付立替貸付状況

項目 月	立 替 貸 付		差 額 支 払	
	件 数	金 額 (円)	件 数	金 額 (円)
4月	3,261	21,654,830	172	11,906,278
5月	3,388	22,054,398	211	15,164,565
6月	3,411	20,362,436	226	17,011,184
7月	3,464	20,251,146	260	18,462,587
8月	3,188	20,114,611	208	15,516,909
9月	2,951	18,714,800	196	15,282,595
10月	2,821	18,377,136	236	16,756,948
11月	2,506	16,553,700	177	13,088,279
12月	2,229	19,080,900	264	19,345,732
1月	2,461	16,353,700	106	7,463,184
2月	2,702	16,996,200	191	15,963,580
3月	3,005	18,648,768	226	18,023,762
計	35,387	229,162,625	2,473	183,985,603

表-5 年度別労災立替貸付状況

年度	件数	総立替貸付額 (差額支払額を含む)
昭和 45年		51,047,293 (円)
46年		96,726,260
47年		126,094,012
48年		174,192,531
49年		212,746,856
50年	36,572	298,287,837
51年	38,260	298,078,054
52年	44,600	351,009,016
53年	44,225	370,958,824
54年	38,231	372,446,469
55年	37,860	413,148,228

昭和55年度 労災新規立替貸事者状況

表-6

新規立替件数 544人	家族と同居している者	23 (4.2%)	賃金 日額	最高	28,500円
	単身者	521 (95.8%)		最低	5,000円
	西成に 居住している者	491 (90.3%)		平均	8,649円
	その他	53 (9.7%)	休業 補償 日額	最高	18,240円
労災回数(平均)	1.37回	最低		3,212円	
		平均		5,380円	



図-1

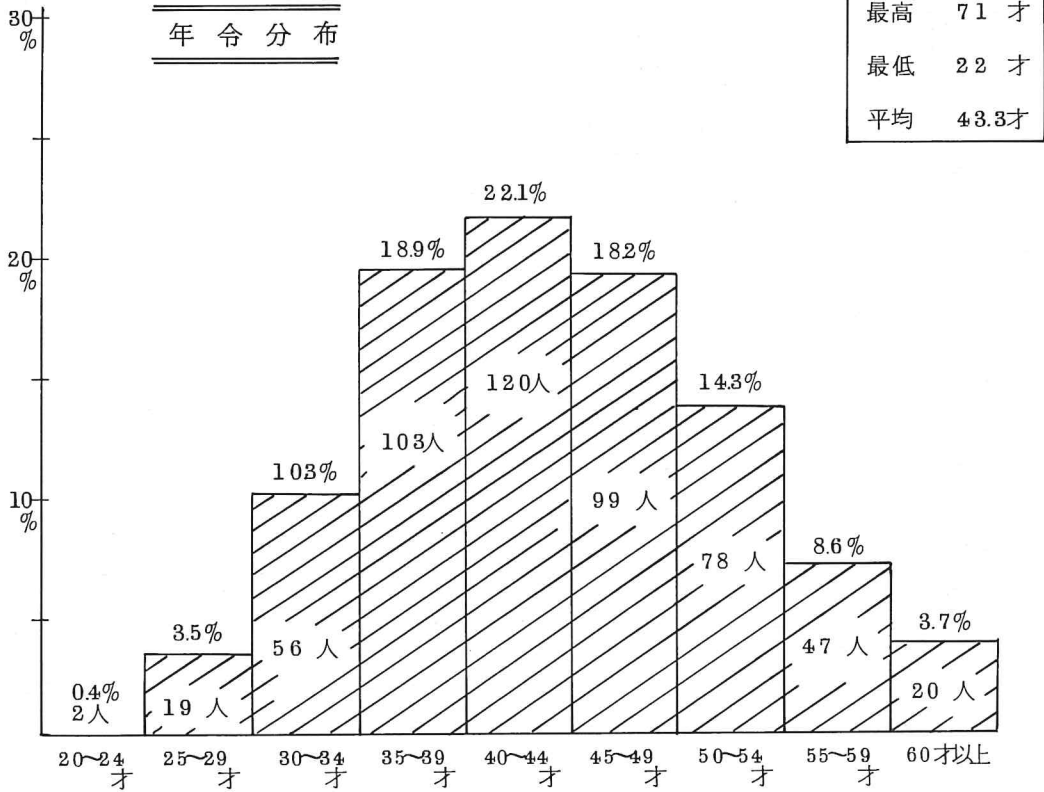
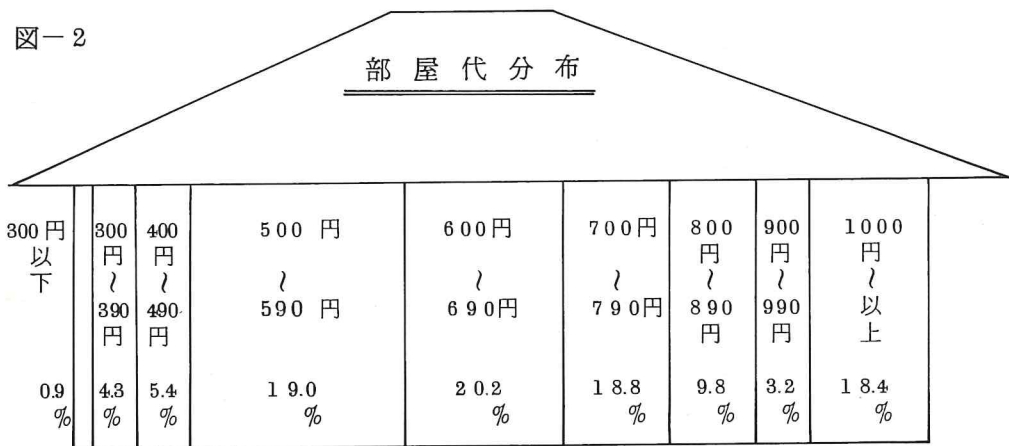


図-2



544名の内、宿泊している部屋代の判名した441名の部屋代分布である。(日払いの簡易宿泊所)残り103名は、アパートと知人、友人との同居となっている。

図-3

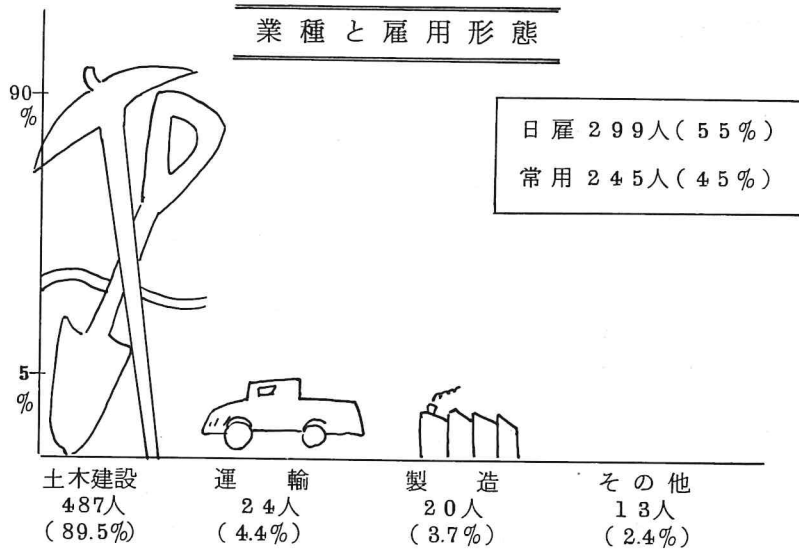


図-4

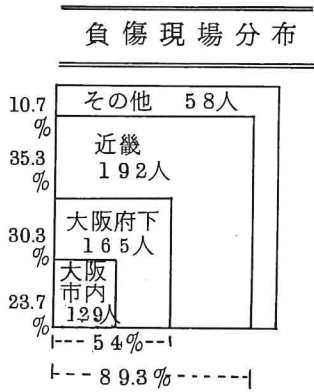
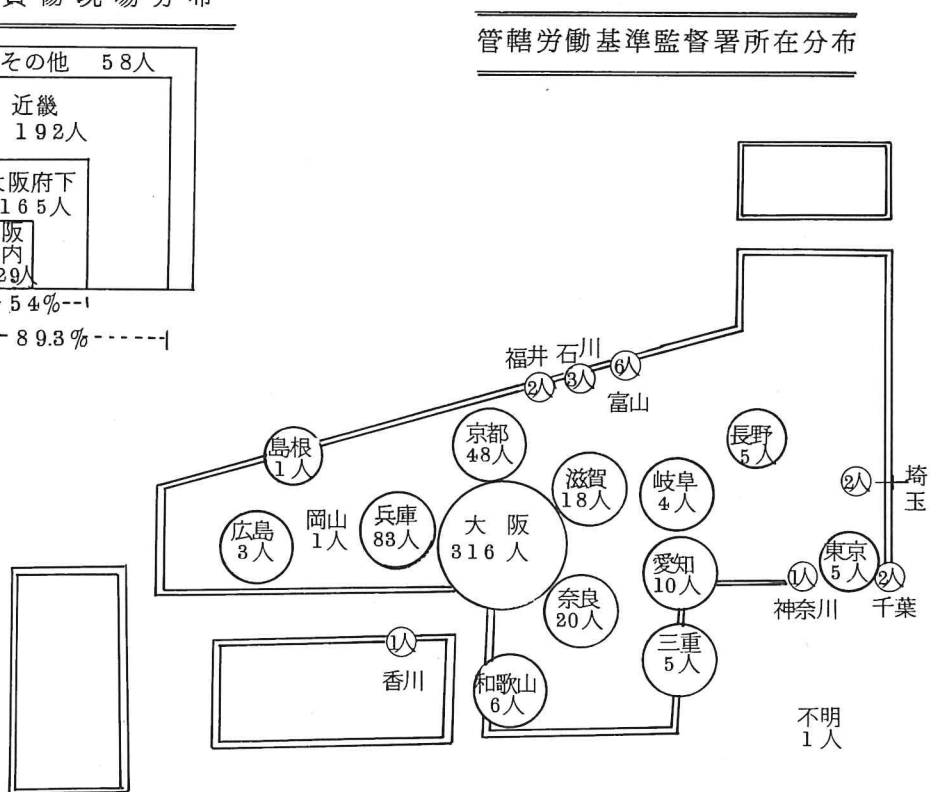


図-5



負傷時刻

図-6

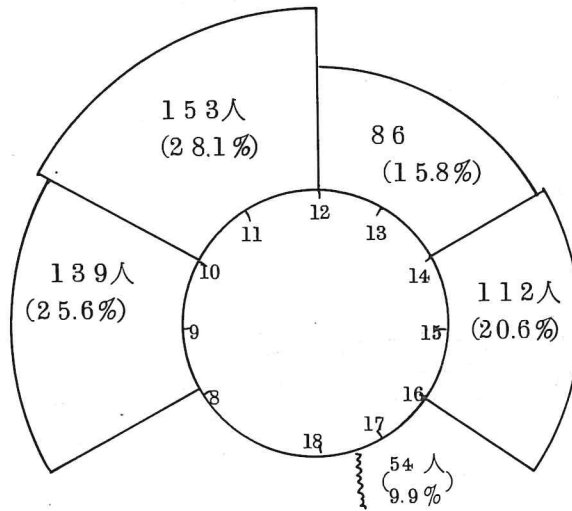


図-7

負傷部位と傷病名

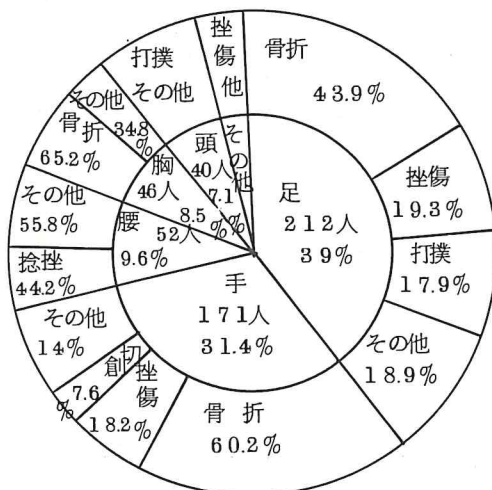
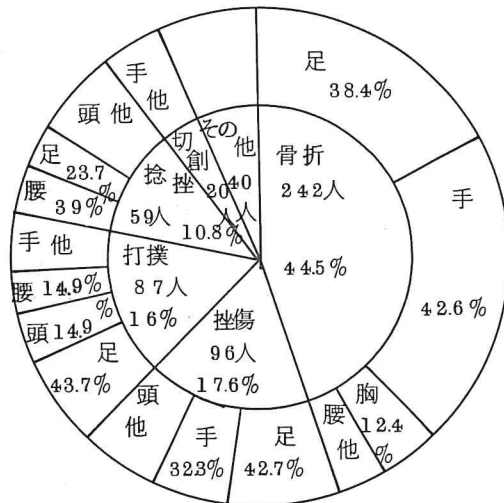


図-8

傷病名と負傷部位



大阪府内労働基準監督署

労 基 署	人 数
大 阪 中 央	15人
阿 倍 野	47
天 王 寺	28
天 満	16
大 阪 西	49
西 野 田	19
淀 川	15
東 大 阪	21
岸 和 田	6
堺	24
羽 曳 野	26
守 口	17
泉 大 津	12
茨 木	21

(316人)

表-7

職種別賃金(平均)

職 種	賃 金 (平均)
土 工 雑 役	7,693円
弋	12,328
弋 手 元	7,800
大 工	14,000
大 工 手 元	7,000
運 転 手 兼 作 業	8,909
運 転 助 手	6,500
解 体 工	9,197
鉄 筋 工	10,240
溶 接 工	10,286
塗 装 工	11,000
左 官 工	11,667
屋 根 職 人	13,000
配 管 工	9,875
プ リ キ 職 人	15,000
製 罐 工	11,000
防 水 工	10,500
会 社 雑 役	7,908
荷 役	8,015
レ - キ マ ン	13,000

(544人調べ)

表-8

立替打切者状況(負傷部位・傷病名・立替延・平均日数)

		挫 傷	切 創	骨 切	打 撲	捻 挫	その他	計	百分比
手 部	立 替 延 日 数	36	13	97	10	3	9	168	29.6%
	立 替 平 均 日 数	1,951	684	10,274	850	107	1,261	15,127	20.3%
足 部	立 替 延 日 数	38	6	100	36	15	20	215	37.9%
	立 替 平 均 日 数	2,365	701	14,309	3,750	2,216	1,337	24,678	33.1%
頭 首 部	立 替 延 日 数	11	1	3	17	14	1	47	8.3%
	立 替 平 均 日 数	2,880	6	961	3,635	1,792	42	9,316	12.5%
腰 部	立 替 延 日 数	8		14	9	27	1	59	10.4%
	立 替 平 均 日 数	3,359		3,129	822	4,514	315	12,139	16.3%
胸 部	立 替 延 日 数	2		27	13	1		43	7.6%
	立 替 平 均 日 数	247		2,599	746	42		3,634	4.9%
そ の 他	立 替 延 日 数	8	1	3	10	4	10	36	6.3%
	立 替 平 均 日 数	1,279	57	1,349	3,706	1,240	1,973	9,604	12.9%
計	立 替 延 日 数	103	21	244	95	64	41	568	
	立 替 平 均 日 数	12,081	1,448	32,621	18,509	9,911	4,928	74,498	
百 分 比	人	18.0%	3.7%	43.0%	16.7%	11.3%	7.2%		
	立 替 延 日 数	16.2%	1.9%	43.8%	18.1%	13.3%	6.6%		

## 6. 生活・医療・家庭・身上相談

センターには、地域の労働者から日々の生活にかかわる様々な相談が持ち込まれる。相談の内容は主として次のようなものである。

- 仕事にアブレ、雇用保険給付金の受給資格もなく、食費と宿泊費に困っている。
- 朝から体調が悪く、仕事に行けなかった、働いて返すからドヤ代と食事代を貸してほしい。
- 労災事故、賃金不払の相談に来たが問題が解決せず、今日の食事代や宿泊費にも困っている。
- 身体が弱く、自分に適した仕事が少なくて、生活に困っている。
- シノギヤ（西成の辻強盗）にやられ、食費やドヤ代がない。
- 健康保険の傷病手当金を申請中だが支給日までの生活費がない。
- 生活に困り、家から送金してもらいたいが電話を貸してほしい。
- 事業所に行く電車賃を貸してほしい（働きに行く場合と賃金をとりに行く場合）。
- 病院に行きたいが健康保険も金もない。
- 入院が必要と言われたが一銭もない。
- 妻の出産の費用がない。
- 就労不能と診断されたが、健康保険もなく、自己退院、強制退院の前歴があり、福祉の窓口で受けつけてくれない。
- 行政の窓口で住民票・戸籍抄本の提出を求められたが、取り寄せてほしい。
- 交通事故にあい、給与証明の提出を求められている。
- 雇用保険・健康保険の印紙をはってくるよう行政の窓口で言われたが事業所がはってくれない。
- 各種免許証の再交付を受ける相談。
- 身障者手帳の交付を受けたい。

• 各種年金の相談。

相談内容は職員が知っている事を教えるだけで済む簡単なものから、関係機関に問合せ適切な助言や指導を行うもの、本人に代って代書したり、手続きの代行を行う必要のあるもの等いろいろあるが、上記の例で見られるように生活費等、金銭のともなう相談ことが多い。その日のうちに解決できないような相談ごとは、相談処理記録票を作成し、引き続き処理にあたっているが、相談処理記録票による相談の内容、状況は別表のとおりである。

相談記録取扱状況

昭和55年度

年 月 別	分 類	就 労	健 保	医 療	住 民 票	交 通 事 故	そ の 他	計
55年	4月	2人	0人	1人	5人	0人	2人	10人
	5月	7	1	1	5	0	4	18
	6月	7	1	1	11	2	2	24
	7月	7	5	1	9	1	9	32
	8月	15	10	5	11	1	19	61
	9月	9	6	2	9	2	14	42
	10月	14	7	1	7	0	7	36
	11月	16	2	0	4	0	9	31
	12月	15	3	1	2	0	9	30
56年	1月	10	3	1	10	2	7	33
	2月	3	0	2	4	0	5	14
	3月	7	2	1	9	0	1	20
	計	112	40	17	86	8	88	351
分類 の内 訳	1) 就 労……………雇用保険(印紙、就労申告書) 2) 健 保……………健康保険(印紙、傷手申請) 3) 医 療……………病気のための諸相談、健保事務を除く 4) 住民票……………転出、(異動証明書、戸籍の附票を含む) 5) その他……………以上に該当しないもの							

(1) 短期宿泊紹介と生活援助

短期宿泊紹介は、その日の宿泊代や食事代に困窮している労働者を対象に、一泊二食を原則として社会福祉法人大阪自彊館に宿泊と食事の提供を依頼している。今年度の利用者は別表のとおりであるが、限られた予算内での執行であるため、紹介に際しては、

- イ. 常連的な利用は全て断る。
  - ロ. 雇用保険手帳を点検して就労の状況、雇用保険金受給の状況等を見て判断する。
  - ハ. 初めての利用者を優先し、利用回数の少ない者から紹介する。
  - ニ. 同一労働者に対し、月間2回の紹介は行なわない。又、年間5回の紹介は行なわない。
- 等、厳しいチェックの上で措置している。

生活援助は、少額の金銭的援助で明日の労働力を培える場合に交通費、食事代、宿泊費の不足分を貸与している。本年度は392件の援助を行った。

昭和55年度自彊館紹介状況

種別 月	相談 受付数	紹介した 人数	実宿泊の 人数	延べの 宿泊回数	食 事			
					朝	昼	夕	合計
55年 4月	97	20	18	19	19	1	17	37
5月	110	41	39	39	38	0	36	74
6月	113	38	37	38	38	3	36	77
7月	176	60	55	56	56	3	48	107
8月	112	44	42	42	42	1	37	80
9月	106	34	32	34	34	3	31	68
10月	72	20	19	19	19	0	18	37
11月	69	24	22	22	22	0	21	43
12月	143	53	51	51	51	0	45	96
56年 1月	129	52	51	53	53	2	49	104
2月	156	62	60	63	63	6	57	126
3月	118	45	42	44	44	3	40	87
合 計	1,401	493	468	480	479	22	435	936
前年度計	1,256	398	374	385	385	22	374	781
対 比	+145	+95	+94	+95	+94	0	+61	+155

(2) 病床見舞金品の給付

あいりん地区労働者で負傷、疾病等により、1カ月以上の長期入院を余儀なくされ、労災保険給付、健康保険給付等の適用がなく、困窮している者に対し、1名あたり2千円を限度として、見舞金や入院中に必要な必需品を支給している。今年度の支給状況は別表のとおりである。

年月	項目	見舞金	見舞品	小計
55年	4月		5	5
	5月	1	5	5
	6月	1	1	2
	7月		9	9
	8月		7	7
	9月		0	0
	10月	1	11	12
	11月		7	7
	12月		6	6
56年	1月		1	1
	2月		0	0
	3月		7	7
合計		3	59	62
昨年実績		3	71	74
増減		0	-12	-12

55年度疾病給付・支給品別内訳

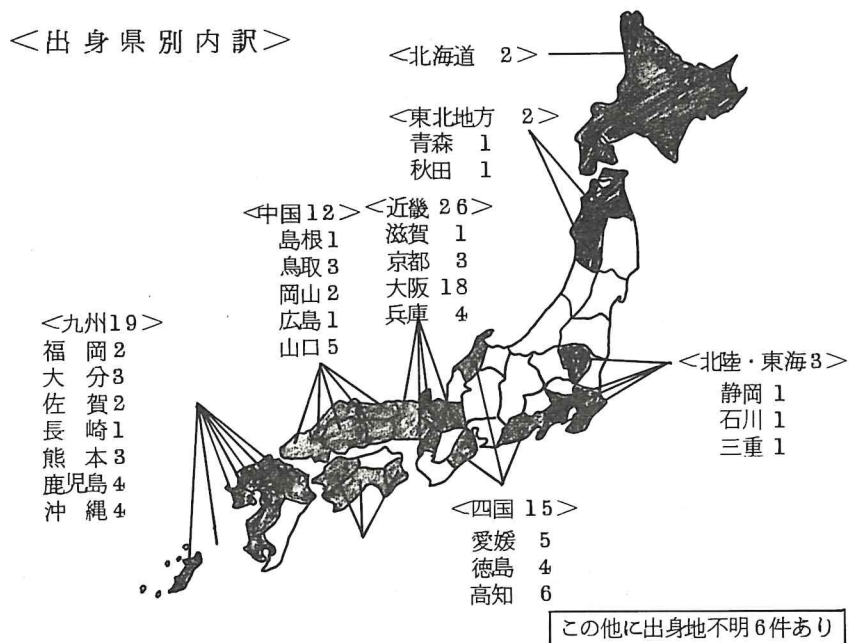
	タオル	石けん	ちり紙	作業ズボン	作業上衣	パンツ	シャツ	サンダル	見舞セット	小計
55年 4月	2					1	1	1		5
5月	1	1						2	1	5
6月									1	1
7月	2	1		1	1		1	1	2	9
8月	1	1		1	1		2	1		7
9月										0
10月	2	2		1	2		3	1		11
11月	1	2			1	2	1			7
12月	3	1			1			1		6
56年 1月									1	1
2月										0
3月	3	2			1		1			7
合計	15	10	0	3	7	3	9	7	5	59



(3) たずね人の相談

55年度は、90件のたずね人相談を取扱い、そのうち44件が解決し、10件がたずね人不明で中断し、36件が継続中である。

たずね人の出身県は別表のとおり全国にまたがっている。たずね人の依頼人は当然のことながら家族肉親が主である。



<依頼人別内訳>

	55年度件数	54年度件数	55年度比率	54年度比率
家族・肉親	70件	49件	77.8%	74.3%
友人・知人	7件	8件	7.8%	12.1%
事業主・その他	13件	9件	14.4%	13.6%

<解決状況>

	55年度件数	54年度件数	55年度比率	54年度比率
解決	44件	25件	48.9%	37.9%
中断	10件	20件	11.1%	30.3%
継続	36件	21件	40.0%	31.8%
合計	90件	66件	100%	100%

(4) 来信物取扱い・電話貸付

来信物の取次ぎは、簡易宿泊所に起居し、居所が一定しない労働者から「センターを手紙の着信場所に貸してほしい」といった要請があり、それにセンターが応えるといった形で定着化した。55年度は1,309件の来信物を取次いだ。料金返済を前提とした電話貸付は、コレクトコール制度の発足により減少した。

来信物取扱状況

昭和55年度

	ハ ガ キ	封 書 書	書 留	現 金 書 留	電 信 為 替	電 報	小 包	そ の 他	計
55年 4月	26	57	2	13	10	0	3	0	111
5月	28	73	5	16	13	0	2	1	138
6月	19	56	3	12	15	0	1	0	106
7月	22	67	5	9	22	1	2	0	128
8月	34	53	3	12	9	0	0	0	111
9月	17	46	1	7	11	0	0	0	82
10月	28	55	3	4	9	1	1	0	101
11月	28	51	3	2	9	0	0	0	93
12月	21	61	5	9	11	0	1	0	108
56年 1月	69	84	3	4	8	2	3	0	173
2月	14	43	1	12	10	0	2	1	83
3月	13	45	0	9	5	0	3	0	75
計	319	691	34	109	132	4	18	2	1,309

電話貸付 地域・月別表

昭和55年度

	都道府県名	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	小計
関東	東京	1	2	1										4
	神奈川		1											1
北陸・中部	新潟					1								1
	静岡			1	2									3
	愛知	1												1
近畿	滋賀			1	1									2
	大阪							1						1
中国・四国	鳥取		1		1									2
	島根	1												1
	愛媛				1					2				3
	高知	2												2
九州	福岡	1	6		1									8
	大分						1							1
	熊本		1	3		1								5
	鹿児島	1		1	1									3
	沖縄				1									1
	合計	7	11	7	8	2	1	1		2				39

## (5) 医 療 相 談

健康保険の受給資格がなく、医師の診療を受ける必要のある労働者については、大阪社会医療センターへの診療依頼書を発行している。医師の手に委ねるほどの必要がないと思われる軽度の外傷に対しては、通常家庭内で行われる程度の措置を施し、また、胃腸に不振を訴える者に家庭薬の供与をしている。

センター周辺での急病人や、暴力、事故等の際には、救急車やパトカーを要請している。

今年度の取扱数は別表の通りである。

昭和55年度 医療相談取扱状況（前年度比較）

	外 傷 手 当						家 庭	
	早 朝 ( 6 ~ 9 時 )		一 般 ( 9 ~ 5時30分)		小 計		早 朝 ( 6 ~ 9 時 )	
	55年度	54年度	55年度	54年度	55年度	54年度	55年度	54年度
4月	39	33	197	192	236	225	9,796	9,753
5月	23	27	158	176	181	203	10,028	10,134
6月	32	45	146	262	178	307	9,179	9,473
7月	34	70	188	303	222	373	10,114	11,128
8月	30	69	178	277	208	346	9,514	10,327
9月	38	70	167	254	205	324	10,339	10,417
10月	11	35	141	189	152	224	9,368	10,560
11月	31	45	100	214	131	259	9,125	8,982
12月	18	47	118	156	136	203	6,272	9,154
1月	18	22	105	166	123	188	5,023	6,771
2月	23	30	115	179	138	209	5,421	7,469
3月	41	30	101	150	142	180	7,664	9,391
計	338	523	1,714	2,518	2,052	3,041	101,843	113,559
対比	-185		-804		-989		-11,716	

※ 家庭薬供与とは胃腸に不振を訴える者へ家庭薬を与えているもの。

薬 供 与 ※				医 療 紹 介		救 急 車 ・ パ ト カ ー		合 計	
一 般 ( 9 ~ 5 時 3 0 分 )		小 計							
55年度	54年度	55年度	54年度	55年度	54年度	55年度	54年度	55年度	54年度
1,110	641	10,906	10,394	587	553	3	3	11,732	11,175
1,153	817	11,181	10,951	524	583	3	1	11,889	11,738
985	859	10,164	10,332	560	617	6	1	10,908	11,257
1,120	800	11,234	11,928	639	602	4	4	12,099	12,907
941	1,010	10,455	11,337	471	536	0	4	11,134	12,223
849	820	11,188	11,237	531	543	1	4	11,925	12,108
797	879	10,165	11,439	497	521	2	2	10,816	12,186
787	968	9,912	9,950	472	465	0	0	10,515	10,674
730	922	7,002	10,076	431	510	2	5	7,621	10,794
811	1,102	5,834	7,873	482	529	1	1	6,440	8,591
760	1,127	6,181	8,596	498	543	1	2	6,818	9,350
670	1,093	8,334	10,484	576	533	2	2	9,054	11,199
10,713	11,038	112,556	124,597	6,318	6,535	25	29	120,951	134,202
-325		-12,041		-217		-4		-13,251	

## 7 日雇健康保険（参考資料）

地区労働者の福祉向上という主旨から、昭和39年9月から日雇健保の取次ぎ業務を行ってきた。

昭和45年頃までは、加入する労働者は非常に少なかったが、あいりん労働公共職業安定所の開設、雇用保険の加入増加とともに、大阪府民生部、玉出社会保険事務所、西成労働福祉センターのPRとあいまって日雇健保の加入者も増加してきた。

昭和50年には、法律の改正による傷病手当金の給付日額の引上げ、給付日数の延長等により、加入者は年々増加してきている。現在、日雇健保手帳所有労働者数は約1万6千人に達している。昭和50年度以降の取扱状況は別表の通りである。

別表 日雇健康保険取扱状況（玉出社会保険事務所）

項 目 年 度	被保険者手帳				受給資格者票				受給 資格 確認	傷病手当金給付	
	新規	更新	再交付	計	新規	更新	再交付	計		件数	金額
昭和 50年	6,336	6,061	3,432	15,829	5,042	4,383	2,495	11,920	34,276	30,668	1,221,277,440
51年	4,325	8,302	3,711	16,338	3,872	6,498	2,898	13,268	37,361	49,481	2,373,301,838
52年	2,633	8,557	3,124	14,314	1,829	7,197	2,672	11,698	45,312	10,664	588,570,808
53年	2,176	8,508	2,873	13,556	1,044	7,352	2,355	10,751	47,932	6,043	311,777,940
54年	2,013	8,925	2,660	13,598	1,041	7,942	2,276	11,259	53,281	7,581	393,812,051
55年	1,741	9,142	2,725	13,608	977	8,293	2,289	11,559	57,871	7,508	441,366,070

## 8. 日雇労働者福利厚生措置事業

あいらん地区日雇労働者の福祉の増進を図るため、本年度は夏期 6,800 円を 15,568 人に、冬期 8,600 円を 15,510 人に支給した。

## 9. 広 報 活 動

昭和 53 年 1 月から発行している広報紙『センターだより』は、昭和 56 年 3 月には 40 号を迎えた。月刊で 2,000 部ずつ発行し、早朝詰所およびセンター事務所内の各窓口に置いているが、約 1 週間前後でなくなっている。

就労問題を中心にその時々<sup>々</sup>の生活・文化等についての情報の提供、ならびに投稿作品の募集やインタビューときにはアンケート等による地区労働者自身の生の声の把握と反映に努めている。

こうした地区労働者に対する広報・啓蒙活動の一環として、就労に際して最低知っておくべき諸知識をおもな内容とするパンフレット『おぼえておこう』（2,000 部）も今年度はじめて発行した。

## 10. 「将棋愛好者のつどい」開催

就労と失業の反復の中で酒やギャンブルに自らの心身をすりへらしがちな地区日雇労働者の生活環境のもとでは、「就労の正常化」に負けず劣らず、「労働力の健全な再生産に資するための娯楽や文化の問題は重要な意味をもつと言える。その一助になればと、当センター主催で昭和 56 年 3 月 5 日センター会議室にて「将棋愛好者のつどい」を催し、参加者から好評であった。



